

文化振興指針の進行管理について

1 指針の進行管理

文化振興指針に掲げた6つの基本目標の達成状況について確認するため、毎年1回、前年度分の事業について実績等のとりまとめを行う。

2 評価及び結果の公表

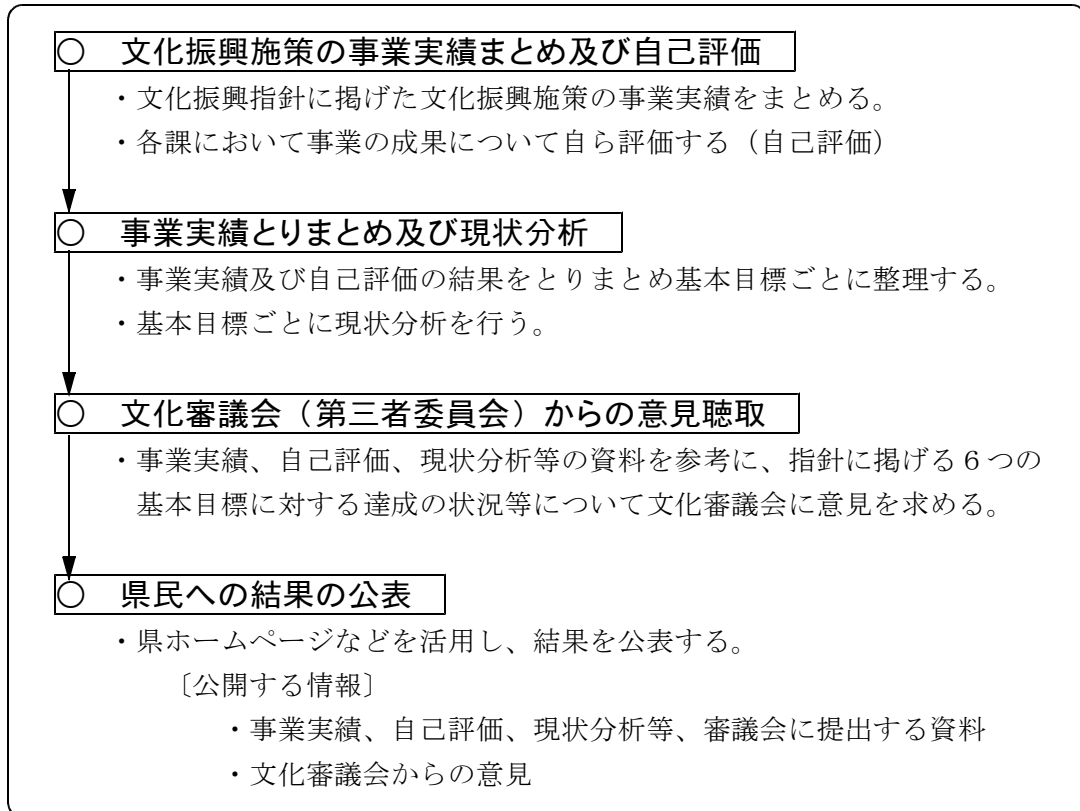
群馬県では、「県民目線の県政の実施」を実現するため、県が策定した計画等のうち、次の二つに該当する場合は進行管理に伴い自己評価、第三者評価、第三者評価の結果の公表を行うことが望ましいとされている。

- ①群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例の議決対象となる基本計画
- ②パブリックコメントを実施して策定した計画等

文化振興指針はこの対象であることから進行管理にあたっては実績のとりまとめと併せて評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(※参考資料：「計画等の『評価段階』における県民意見の反映に係る指針」)

3 進行管理の流れ



4 作業スケジュール

時 期	作 業 内 容	
	文化振興指針	県総合計画（参考）
7月下旬	各課で事業実績まとめ	各課で事業実績まとめ
8月	（「事業のあらまし」作成）	財政課ヒアリング
9月	各課から実績及び自己評価の提出	確認、調整
10月	集計及び現状分析	結果の公表（決算特別委員会）
11月	事業実績及び現状分析結果を 指針部会構成員に事前送付	
12～1月	文化振興指針推進・評価部会	
2月上旬	文化審議会	
3月	結果の公表	

計画等の「評価段階」における県民意見の反映に係る指針

平成26年1月9日

1 趣旨

新行政改革大綱の目標の一つである「県民目線の県政の実施」を実現するため、施策の成果を把握・評価し、公表することで県民に対する説明責任を果たすとともに、成果や評価に対する県民意見の聴取に努め、施策に対する県民意見の反映を図る。

2 自己評価

(1) 対象

施策のうち、その影響が広く県民生活に及ぶもので、かつ重要なものについては、その施策の実施状況に関して自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

ここでいう「施策のうち、その影響が広く県民生活に及ぶもので、かつ重要なもの」とは、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年3月27日条例第21号）の議決対象となる基本計画及び県民意見提出制度運営要綱に基づきパブリックコメントを実施して策定した計画等（以下「計画等」という。）をいう。

(2) 実施方法

ア 必要性、効率性、有効性の観点その他当該計画等の特性に応じた評価を行う。

イ 評価は、毎年度実施、隔年実施あるいは中間実施等、それぞれの計画等の性格に応じ、最も適当な時期に、最も適当な方法で行う。

ウ 評価の実施により、計画等に「Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）」というマネジメントサイクルを導入し、期待どおりの成果をあげていないものがあれば、改善策を検討して計画等の見直しにつなげる。

3 第三者評価

計画等の評価に当たっては、自己評価と併せて、次の方法等による県民の意見の聴取（以下「第三者評価」という。）に努めるものとする。

(1) 学識経験者や有識者などから構成される第三者委員会

(2) 県民意見の募集（県民意見提出制度に準じて実施）

(3) 県民アンケート など

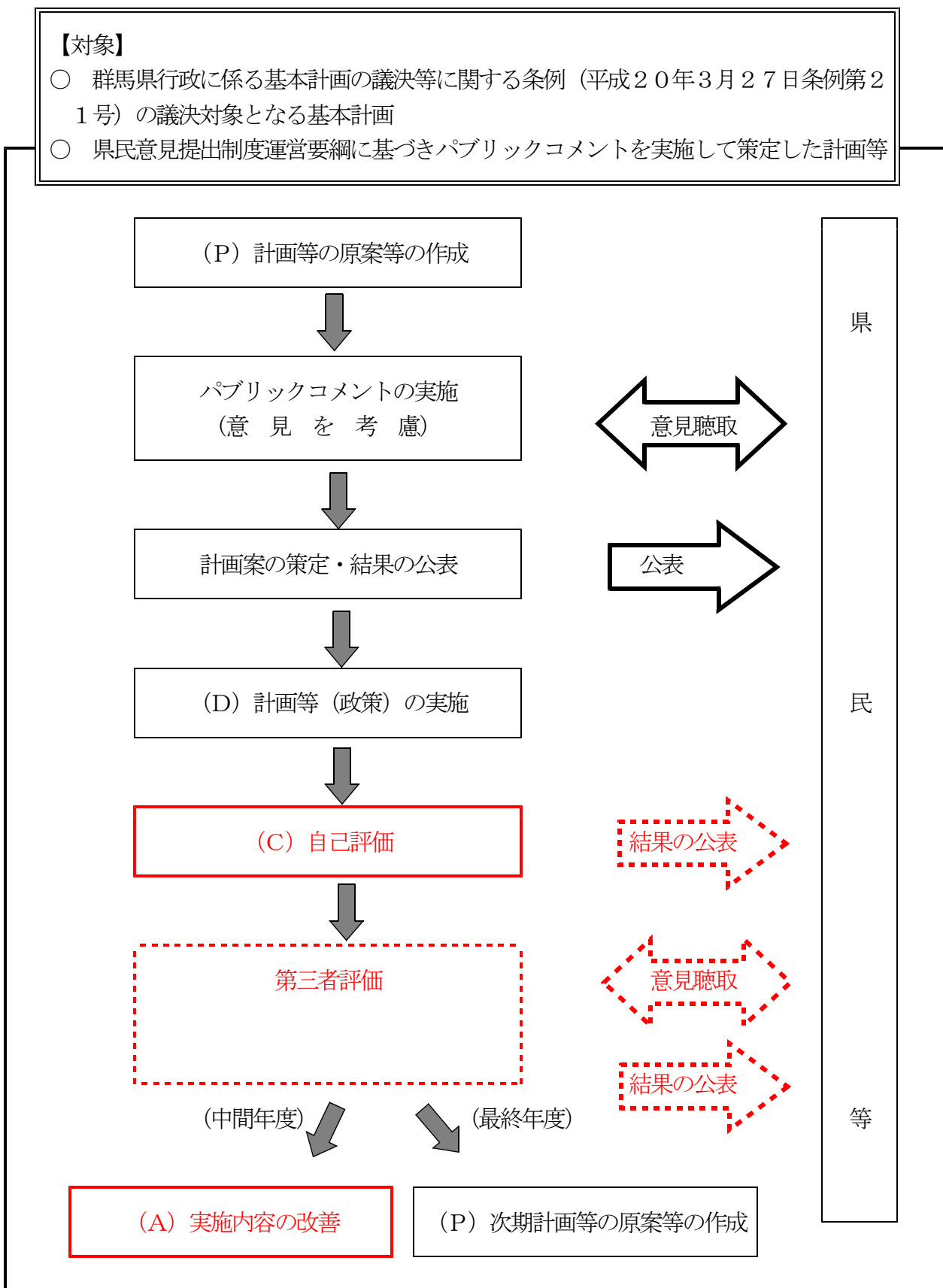
なお、実施に当たっては、前記2(2)により行う。

4 公表

第三者評価の結果は、公表するものとする。

なお、第三者評価を実施しない場合は、自己評価の結果を公表し、それに対する県民の意見の聴取に努めるものとする。

本指針に基づく県民の意見の聴取に係るフローチャート



※赤字は、本指針で求めている手続き（点線は努力目標）